

小 金 井 市 児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金 ご 案 内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、“小金井市の独自施策”として、児童扶養手当の受給者に、臨時の給付金を支給します

はじめに・・・申請は必要ですか？

支給を受けるための、**申請は不要です。連絡も不要です。**

※ただし、支給を希望しない場合は、6月末日までに、裏面の問合せ先にお電話の上、その際に案内する所定の届出書を御提出ください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年5月分・6月分の児童扶養手当（全部支給又は一部支給）を受給している方です。

2. いくらもらえるの？（給付額）

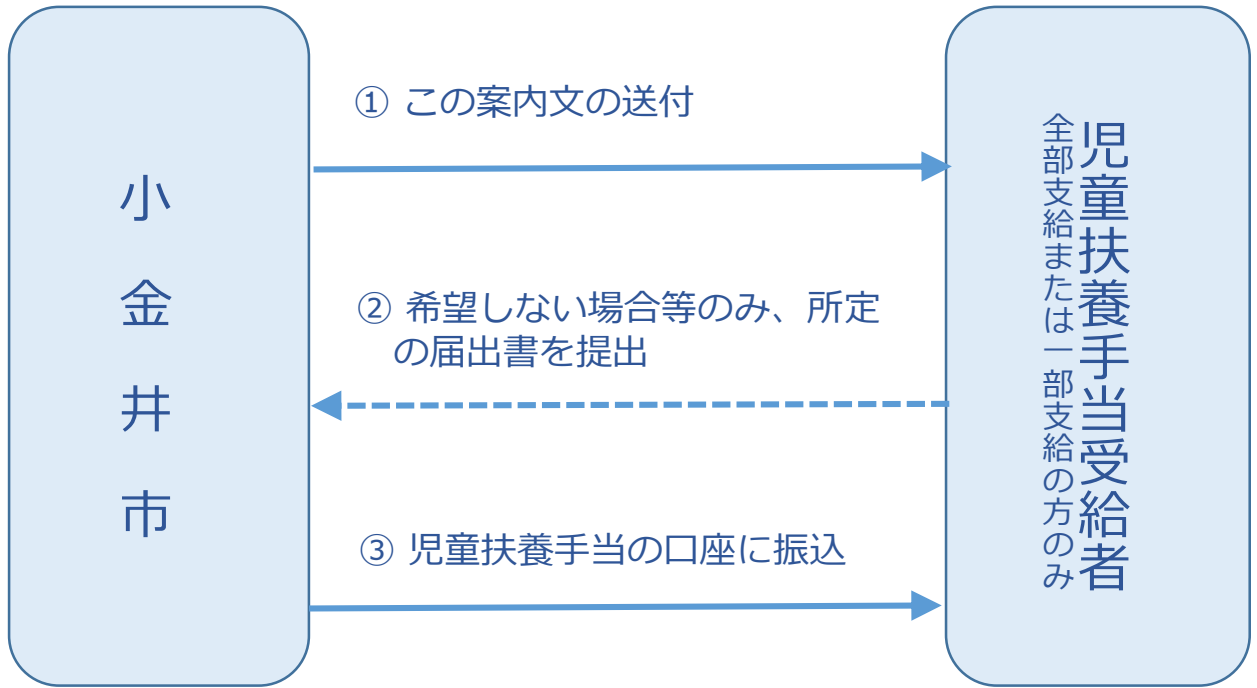
令和2年5月分・6月分の児童扶養手当と同じ額を一回限り支給します。

3. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、**7月中旬頃に支給**します（7/10の児童扶養手当の振込とは、別振込となります。）。振込先は、児童扶養手当の口座と同じです。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です



Q & A

Q. 他市に転出した場合や事実婚状態となった場合は、どうなりますか？

A. 児童扶養手当として受けられる令和2年5・6月分と同じ額を支給します。そのため、5月中に転出したり、事実婚状態となった場合は、5月分のみを支給します。そのような状態になったことが後から判明する場合は、返還が必要となりますので、ご注意ください。

Q. 子どもの数により、受け取れる額は異なりますか？

A. 支給額は、児童扶養手当の額と同じです。そもそも、児童扶養手当の額は、子どもの数も踏まえた額で計算されています。

Q. 振込先を児童扶養手当の口座と別にすることは出来ますか？

A. 出来ませんので、もし、今の児童扶養手当の口座と別の口座への振込を御希望の場合は、児童扶養手当の口座変更のお手続きをお願いします。

お問い合わせは

小金井市 子ども家庭部 子育て支援課 手当助成係

電話：042（387）9839

「児童扶養手当受給者支援臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに小金井市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに小金井市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。